

入札説明書等に関する質問書及び回答書

令和 5年 6月 12日

「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業」の入札説明書等に関する質問について、以下に回答します。

9 リスク管理方針書に対する質問及び回答

No.	頁	リスクNo.	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	8	67			不可抗力リスク	対象となる契約及び契約に含む内容欄において、事業者は組合損害の100分の1を超える額を負担するとの記載がございますが、運営業務委託契約書（案）第55条に基づき、一事業年度につき、年間の運営業務委託費の100分の1に至るまでは事業者が当該損害額及び増加費用額を負担すると読み替えるとの理解で宜しいでしょうか。 また、同様に事業者が負担するリスクを担保する方法（組合での対応策）欄においても、本施設に生じた損害は一事業年度につき、年間の運営業務委託費の100分の1に至るまでは事業者が当該損害額及び増加費用額を負担すると読み替えるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	8	69			住民対応リスク	組合の責により生じた要求水準未達、債務不履行等に伴う住民からのクレーム対応に要する経費は事業者が負担する。と記載ございますが、貴組合が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 正誤表を別途作成して提示します。
3	8	69			住民対応リスク	住民対応リスクについて、組合の責により生じる不利益への費用負担は、貴組合所管と考えますが、いかがでしょうか。	質問No.2の回答に準じます。
4	8	71			第三者賠償リスク	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項（リスク）欄には、運営業務委託契約書（案）第51条に基づき、「事業者の責による場合」の文言を追記するとの理解で宜しいでしょうか。	「対象となる契約及び契約に含む内容」に「事業者の責に帰する事由により」と明記しているため、「事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項（リスク）欄」には特に追記は行いません。
5	9	74			周辺環境保全リスク	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項（リスク）欄には、運営業務委託契約書（案）第57条に基づき、「事業者の責による場合」の文言を追記するとの理解で宜しいでしょうか。	「対象となる契約及び契約に含む内容」に「事業者の責に帰する事由により」と明記しているため、「事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項（リスク）欄」には特に追記は行いません。
6	9	81			事業終了時における施設の性能確保	対象となる契約及び契約に含む内容に、運営業務委託契約 第58条、59条を参照されておりますが、「事業期間終了後3年の間に、本施設に関して事業者の責に帰する事由による要求水準書の未達が発生した場合には、自己の責任及び費用負担により改修等必要な対応を行う。」という内容は記載されていません。本内容は要求水準書や運営業務委託契約書には記載ありませんが、本内容の位置付けにつきご教示願います。	「・事業者は、事業終了後に組合が10年の間の運転継続を想定している中で、事業期間終了後3年の間に、本施設に関して事業者の責に帰する事由による要求水準書の未達が発生した場合には、自己の責任及び費用負担により改修等必要な対応を行う。・運営事業者たるSPCが解散していた場合には、株主に対して改修費等を請求する。」を削除し、「機能検査の結果、本施設が運営期間終了後も継続して10年間使用することに支障があると認められた場合には、運営事業者は、自己の費用により、改修等必要な対応を行う。」とします。 正誤表を別途作成して提示します。
7	9	81			事業終了時における施設の性能確保	要求水準書に従った業務を実施し運営終了、引渡しをした場合、「事業者の責に帰する事由による要求水準書の未達」とはどのような内容を想定しているのかご教示願います。	質問No.6の回答に準じます。